

狂犬病予防法 施行規則が 改正されます！

大切な家族を守るために、
忘れずに
接種しましょう！



狂犬病予防施行規則の一部を改正する省令が
令和8年4月1日に公布されました。

改正の要点

1

毎年1回受けさせなければならないとされている
狂犬病の予防注射について、
4月1日から6月30日までの間に
受けさせなければならないとしていた規定が廃止され、
通年での接種が可能となります。



いつでも
接種OK！

2

毎年3月2日から同月31日までの間に狂犬病予防注射を
行った場合に、翌年度の注射済票を交付することとしていた
規定が廃止され、

当該年度の注射済票が交付されます。

(令和9年度の注射済票は、令和9年4月1日以降に狂犬病
予防注射を接種した場合に交付されます。)



施行日

令和9年3月2日（火曜日）



狂犬病予防注射は、飼い主の義務です。愛犬と地域の安全のために、
忘れずに接種しましょう！

市立函館保健所生活衛生課環境衛生担当 Tel32-1524

